

川崎市医療機器等整備事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この事業は、川崎市が独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）からの助成を受けて公害健康被害予防事業の一環として実施するものであり、川崎市内の公的な病院等に対して、気管支ぜん息、慢性気管支炎及び肺気腫（以下「ぜん息等」という。）に係る施設又は医療機器の整備に要する経費を助成することにより、市内におけるぜん息等に関する医療水準の向上を図り、もって当該疾患の予防並びに当該疾患に係る患者の健康の回復、保持及び増進に資することを目的とする。

(対象となる公的な病院等の要件)

第2条 対象となる公的な病院等は次に掲げるすべての要件に該当するものとする。

- (1) 川崎市に所在地を有し、かつ、以下に掲げる団体が開設する病院、一般社団法人又は一般財団法人であって地方公共団体が出資によって設立した等地方公共団体に準ずるもの（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条に規定する地方独立行政法人を含む。）と認められるものが開設する医療機関及び機構が定める公害健康被害予防事業助成金交付要綱の施設等整備事業の対象となる公立病院であって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に定める指定管理者により管理されている公立病院であること。
 - ・日本赤十字社
 - ・学校法人である私立大学
- (2) ぜん息等に対する診断、治療等を総合的かつ専門的に行うための専門外来診療部門を設置し当該診療部門に従事する医師及び看護師が確保されていること。
- (3) 川崎市が行うぜん息等に関する事業への協力が相当程度見込まれるものであること。

(対象経費)

第3条 前条に該当する公的な病院等に対して、次のぜん息等に係る医療機器の整備に要する経費を助成する。

- (1) 次に掲げる医療機器の購入費
 - ア 換気機能検査装置
 - イ 呼気ガス分析装置

- ウ 基礎代謝分析装置
- エ 換気力学的検査装置
- オ 肺拡散機能測定装置
- カ 血液ガス分析装置
- キ 左右肺別検査装置
- ク 運動負荷試験装置

(助成金額)

第4条 助成金額は、次により算出した額を基準額とし、対象経費の実支出額と比較していずれか少ない額とする。

- (1) 医療機器購入費にあつては、一医療機関当たり2,000万円を限度とする額

(助成金の交付の条件)

第5条 市長は、助成金の交付又は変更交付の決定を行う場合においては、機構の定める公害健康被害予防事業助成金交付要綱第16条の規定に準じて、助成金交付の目的を達成するために必要な条件を付するものとする。

- 2 次に掲げる事項については、機構の定める公害健康被害予防事業助成金交付要綱第22条、第23条及び第26条から第30条までの規定に準ずるものとする。

- (1) 事業実施の方法（助成金の目的外使用禁止及び経理区分、事業の進捗中における報告等）

- (2) 助成金の返還等（助成金の交付の決定取消し、助成金の返還、加算金及び延滞金）

- (3) その他（取得財産の管理及び処分、助成事業確定後の監査）

- 3 助成を受けた取得物件については、適宜、適当な箇所に機構から助成を受けた旨の表示をしなければならない。

(市内中小企業者への優先発注の規定)

第6条 公的な病院等は、助成金交付決定額が1,000,000円を超え、かつ第3条の各号に掲げる対象経費に係る工事の発注及び物品の調達等を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、市内中小企業者（川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年3月21日規則第7号）第5条第2項にいう中小企業者。以下同じ。）により入札を行い、又は2者以上の市内中小企業者から見積書の徴収を行わなければならない。ただし、市長が契約の性質上これらの方法により難しいと認める場合又はその必要がないと認める

場合は、この限りではない。

- (1) 1件の金額が1,000,000円を超えるとき。
- (2) その他市長が必要と認めるとき。

(100万円を超える発注について本市への報告書等提出に係る規定)

第7条 公的な病院等は、事業完了の日から起算して2か月以内に、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 実績報告書(様式1)
- (2) 発注実績報告書(様式2)
- (3) 入札(見積り)が行えないことに関する理由書(様式3)

2 前項第2号に定める発注実績報告書(様式2)については、対象経費のうち、1件の金額が1,000,000円を超える支出となる案件について記載するものとし、前条の規定により市内中小企業者による入札、又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴収した場合は、結果のわかる書類の写しを添付するものとする。

3 公的な病院等は、市内中小企業者から見積書を徴収する場合は、市内中小企業者であることの誓約書(様式4)を提出させるものとする。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に登載され地域区分が市内かつ企業規模が中小として登載されている者、又は公的な病院等に対して直近の4月1日以降に記載内容(住所、商号又は名称、代表者職氏名、資本金の額、職員総数)に変更がない誓約書を提出した者を除く。

4 本条第1項第3号に定める入札(見積り)が行えないことに関する理由書(様式3)については、前条ただし書の規定により、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴収し難い事由がある場合に提出するものとする。

(市内中小企業者優先発注違反の場合の規定)

第8条 市長は、前2条の規定に違反した場合については、機構の定める公害健康被害予防事業助成金交付要綱第26条から第28条までの規定に準ずるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めのない事項については、機構の定める公害健康被害予防事業助成金交付要綱に準ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成3年9月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、改正後の要綱の規定は、令和2年度の予算に係る助成金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(様式1)

年 月 日

(宛先) 川崎市長

事業者名

川崎市医療機器等整備事業実績報告書

標記助成金に係る事業実績について、別紙関係書類を添えて報告します。

1 事業実績報告書

2 その他

(様式2)

年 月 日

発注実績報告書

川崎市長 様

所在地 〒 _____

企業・団体名 _____

代表者 職名 _____

氏名 _____

年 月 日第 号で交付決定された事業について、川崎市医療機器等整備事業助成金交付要綱第7条第1項に基づき、次のとおり報告します。

1 事業名 _____

2 発注実績（別添とすることも可）

※対象経費のうち、100万円を超える工事、委託、物品購入に係る契約のみを記載してください。（単位：円）

	契約日	契約種別 (工事、委託、物品)	契約名称	業者名	市内中小 の別	契約金額
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
					合計	

3 添付書類

(1) 上記、契約結果の分かる書類の写し

(2) 市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積りを徴取し難い事由がある場合は、入札（見積り）に係る理由書

(注)市内中小企業者の定義

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当し、**市内に主たる事務所又は事業所を有する者**（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業）

※ただし、個人事業主については住所が川崎市内にある者

入札（見積り）が行えないことに係る理由書

1. 100万円を超える工事請負・物品の購入・業務委託の契約について、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収が行えない契約

2. 発注先

3. 提出する見積書の種類及び数量

市内中小企業者による見積書	通
市内中小企業者以外による見積書	通

(※辞退届を含む。)

4. 市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収が行えない理由

(1) 市内中小企業者で取扱いがない
(2) 2者以上の市内中小企業者で取扱いがない
(3) 特殊な技術や経験・知識を特に必要とするもので、市内中小企業者では目的が達成できない
(4) 継続的に行っている既存設備のメンテナンスや工事の施工における保証等で、特定業者でなければアフターサービス等に支障がある
(5) 工事を発注する場合で、発注する仕様に定める施工中や施工後の保証内容等を含め、市内中小企業者では対応できないもの
(6) 上記以外の事由（事由内容を下記に記載）

※複数の理由に当てはまる場合は、(1)から(6)の順に最初に当てはまる1つの理由を選択してください。

- (6)の理由を選択した場合、その事由内容

公益財団法人川崎・横浜公害保健センター補助金交付要綱第12条第4項に定める市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収により難い理由について、十分な調査を行った結果、上記理由に該当すると判断いたしました。上記理由に該当しないことが明らかになった場合、交付された助成金の全部または一部を返還いたします。

(注)市内中小企業者の定義

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当し、**市内に主たる事務所又は**

事業所を有する者（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業）

※ただし、個人事業主については住所が川崎市内にある者

企業・団体名 _____

代表者 職名 _____

氏名 _____

(様式4)

誓 約 書

私は、次の案件の入札に参加または見積書の提出を行うにあたり、当社が川崎市内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する中小企業者であることを誓約します。

案件名

※本誓約書に虚偽の記載があった場合には、上記案件に係る入札・見積り等の契約手続から除外または契約を解除する場合があります。

【参考】

○中小企業基本法（昭和38年法律第154号）

（中小企業者の範囲及び用語の定義）

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

○川崎市内企業の定義

川崎市内に主たる事務所又は事業所を有する企業（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業、個人事業主については住所が川崎市内にあるもの）をいう。

年 月 日

(あ て 先)

住 所

商号又は名称

(ふりがな)

代表者職氏名

資本金の額 円

職員総数 人

(※代表者・役員を含む常時雇用されている人数を記入してください。)